

令和6年度

沖縄型クリーンエネルギー導入促進実証事業費補助金

公募要領

※本事業の実施については、令和6年度予算の成立が前提となります。

【受付期間】

(受付開始) 令和6年2月14日(水)

(締切) 令和6年3月6日(水)

(※郵送による提出以外は受け付けられませんので、ご注意ください。

特に、締切期限に余裕をもって提出してください。)

【公募申請書提出先及び問い合わせ先】

内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課

〒 900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎2号館

(098)866-1759

(長嶺、知花)

令和6年2月

内閣府

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、内閣府として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（発注先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 内閣府から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について内閣府から承認を受けなければなりません。
なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

目 次

| | ページ |
|---|-----|
| 1. 制度の目的 | 1 |
| 2. 補助対象者 | 1 |
| 3. 補助事業の流れ | 3 |
| 4. 補助対象経費 | 3 |
| (1) 対象経費の区分、(2)補助対象経費全般にわたる留意事項 | |
| 5. 補助事業期間と補助金額等 | 8 |
| (1)補助事業期間・補助金額・補助率、(2)複数年度事業 | |
| 6. 応募手続き等の概要 | 10 |
| (1)受付期間　(2)提出先(問い合わせ先)等　(3)提出書類　(4)その他応募に関するこ | |
| 7. この事業に採択され補助金交付の決定を受けた者の義務 | 11 |
| 8. 財産権の帰属等 | 13 |
| 9. その他 | 13 |
| 【表1】提出書類 | 16 |
| 【表2】審査項目 | 17 |

1. 制度の目的

この事業は、沖縄において、二酸化炭素の排出量削減に資するクリーンエネルギー（注1）の導入のための実証を行う事業に要する経費の一部を支援することにより、沖縄におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組を促進することを目的としています。

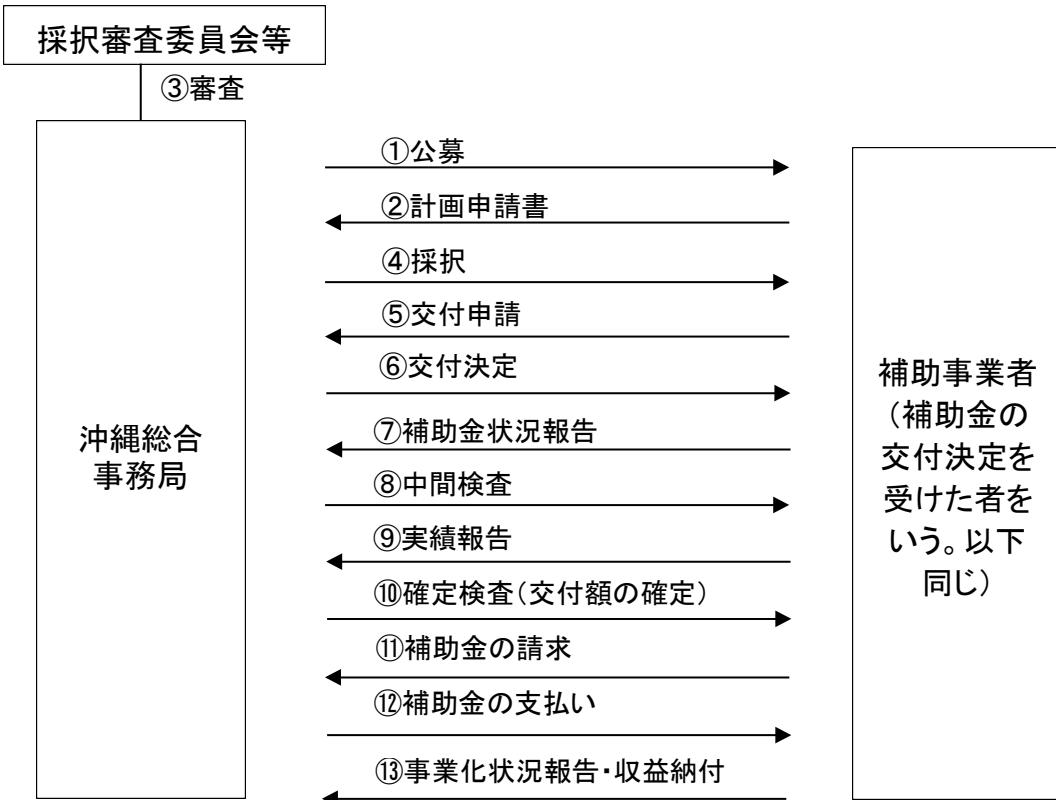
（注1）「クリーンエネルギー」とは、二酸化炭素などの環境負荷物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギーのことをいいます。例えば、水素、アンモニア、太陽光や風力、水力などの再生可能エネルギーなどのエネルギー源があげられます。本事業においては、燃料転換による二酸化炭素の排出削減に資する取組（ガソリン車から電気自動車等へ）等もクリーンエネルギーの導入として含みます。

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、次の(1)から(7)に掲げる要件の全てに該当する民間団体等とします。

- (1) 日本に拠点を有している法人であること。なお、複数の法人が共同して事業を行う場合には、いずれかを代表法人とし、当該法人が応募すること。
- (2) 補助事業により導入する補助対象設備の所有者及びP2～4で定める補助対象経費が発生する事業者であること。
- (3) 本事業の遂行に必要な能力、知識、経験を有していること。
- (4) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (6) 内閣府から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (7) 沖縄型クリーンエネルギー導入促進実証事業費交付要綱の別紙「暴力団排除に関する誓約事項」における「補助事業者として不適当な者」及び「補助事業者として不適当な行為をする者」に該当しないこと。

3. 補助事業の流れ



4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。また、対象経費は、交付決定を受けた日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限ります。

※ 補助対象経費の計上にあたって不明な点については、沖縄総合事務局にお問い合わせください。

(1) 対象経費の区分

| 人件費 | 本事業に直接従事した者的人件費 |
|-----|--|
| | <ul style="list-style-type: none">個人事業主や法人の役員であっても、補助事業に直接従事するのであれば計上は可能ですが、金額の算定にあたっては、実際の支給額ではなく、役員(個人事業主)以外の従事員への支給基準に基づき、合理的に算出する必要があります。本事業以外の事業と兼務している場合は、この事業に従事している割合を合理的に算出する必要があります。原則、本事業において収益が発生する業務に従事した分は、経費の対象外になります。実証にかかるデータ分析や検討、報告書作成、設備の設置や保守・点検等の業務に従事した分が対象となります。原則として、従業員が従事する場所は沖縄県内に限ります。沖縄県外で従事する者的人件費を計上する場合は、従事場所が沖縄県内であるか県外であるかを明示的に区分した上で計上し、県外従事者の当該補助事業への直接的な関連内容を、計画申請様式の別添2「経費内訳表」に記載してください。 |

| | |
|----------|--|
| | <p>ださい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費は実際の支給額(基本給のほか、賞与、諸手当を含む。)に基づきます。ただし、支給額の算定が合理的な基準に基づかない場合は対象となります。また、補助事業に直接従事した時間のみが対象となります。 |
| 機械装置等導入費 | <p>本事業の実施に必要な機械措置等の購入、製造、設置等に要した経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物等の建設費や土地の購入費は補助対象外です。 中古資産の購入は、原則補助対象外です。 本事業で専ら使用する機械装置等の設置のための工事は補助対象です。 沖縄におけるクリーンエネルギーの導入促進を目的とした設備導入に限ります。目的以外の用途に係る設備等の導入に係る費用は補助対象外です。 |
| 実証経費 | |
| 旅費 | <p>本事業の遂行に必要な従事員、補助員及び専門家の旅費、滞在費及び交通費(海外旅費も含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金については補助対象外とします。 補助対象となるものは、補助事業者が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものであることが必要です。 |
| 会議費 | <p>本事業の遂行に必要な会議の開催に要した経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議において提供した茶菓等の飲食費は計上できません。 |
| 賃借料 | 本事業の遂行に必要な機械装置及び器具備品等の賃借に要した経費 |
| 補助員人件費 | 人件費に計上される者以外で、本事業に補助的な立場で直接従事した者の雇用に係る経費(アルバイト等) |
| その他諸経費 | <p>本事業の遂行に必要な通信費や消耗品費等、本表の他の経費に該当しない経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業でのみ使用されることが明らかな場合に限ります。 使途の透明性を確保し、適切な執行を行うとともに、その内容について説明できるようにした上で、支出に係る証拠書類を保存しておいてください。 |
| 委託費・外注費 | <p>本事業の遂行に必要な経費の中で、補助事業者が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽微な委託・外注費(100万円未満や会場賃料等)については、適切な項目で整理してください。 本事業に係る補助対象経費総額から機械装置等導入費を除いた経費(人件費及び実証経費)の2分の1を超えてはいけません。 委託費には、一般管理費を含むことができます。(上限は委託先の直接経費の10%) <p>※算定方法等は「補助事業事務処理マニュアル」(R4.6)を参照下さい。 (https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)</p> |

| | |
|--|------------------------------|
| | の「12. 一般管理費に関する経理処理」を参照ください。 |
|--|------------------------------|

(2)補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 次のいずれかに該当する経費については補助対象外となります。
- 交付決定日前の発注、購入、契約等に係る費用
 - 飲食、奢侈、娯楽、接待等に係る費用
 - 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のために弁護士に支払う費用
 - 収入印紙
 - 振込等手数料(代引手数料含む。ただし、振込手数料を両者の合意の上(覚書や請求書等の記載により明文化されていることが必要)で取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができます。)
 - 公租公課(ただし、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)については「9. **その他**(1)」を参照のこと。)
 - 還付制度のある海外付加価値税
 - 各種保険料(補助対象の機械装置に係るものと除く。)
 - 借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金
 - 補助事業計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
 - 沖縄総合事務局等による検査、評価等への対応に係る費用
 - この事業の目的以外の用途に係る経費(この事業の目的以外の用途と共に通する経費を含む。)
- ※汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、パソコン、プリンタ、自動車等)については、この事業の目的にのみ使用する場合に限り計上できます。
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ② 参画事業者、又は実質支配下にある会社から調達する場合、利益排除を行い、原価で計上する必要があります。同様に、自社調達を行う場合にも、調達価格に含まれる利益を排除しなければなりません。
- ③ この事業における発注先の選定にあたっては、合計50万円(税抜き)又は事業者が定めた内規等に拠り相見積を行うとする金額以上の案件については、必ず2者以上から見積をとることが必要となります。ただし、発注する事業内容の性質上、2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

5. 補助事業期間と補助金額等

(1)補助事業期間・補助金額・補助率

| | |
|--------|----------------------------------|
| 補助事業期間 | 交付決定日～令和7年3月31日 |
| 補助金額 | 3億円以下(ただし、2年度目の事業(※)の場合は2億円以下) |
| 補助率 | 8／10以内(ただし、2年度目の事業(※)の場合は7／10以内) |

(※) (2)複数年度事業として採択された事業の2年度目を指します。

- 応募時点で申請のあった補助金の合計額と、実際の補助金額は異なる場合があります。
- 採択された場合であっても、予算の都合等により補助金額が減額される場合があります。

(2)複数年度事業

- 本補助金は、予算が成立した年度にのみ行われる単年度のものであり、次年度以降の継続が決定しているものではありません。しかし、クリーンエネルギーの導入に関する実証は複数年かけて行われることが多いと想定されることから、事業規模が大きく、単年度での実施が困難な事業であって、年度ごとの発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業(ただし3年度を上限とします。)として申請することが可能です。
 - 複数年度事業の場合、2年度目以降の補助金の交付決定を保証するものではないため、毎年度申請を行い、事業計画書(事業全体の計画書)と実施計画書(当該年度の計画書)を提出する必要があります。また、当該年度の事業実施は交付決定を受けた後に開始する必要があります。
 - 事業計画書において、複数年度にわたる継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異が明確に区分できるようにする必要があります(各年度で同一項目がある場合は内訳により年度間の差異を明示)。また、各年度における実証内容についても差異が明確に分かることを明示する必要があります。
 - 実施計画書の計画は、実施計画で計画した工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させることが要件となります。なお、各年度の事業完了日から次年度の交付決定日までの期間は、補助事業の着手ができませんので、その点に留意して事業を計画してください。
 - 事業採択初年度の要件にかかわらず、補助金額等の要件は補助金申請を行う年度ごとの要件によるものとし、初年度に申請していた補助金額より交付決定額が減額される(状況によっては交付決定されない)場合があります。その場合でも、原則、最終年度まで事業を継続していただく必要があります。なお、2年度目に事業を取りやめた場合(事業廃止)は、既に交付した補助金の返還が必要となることがあります。
- ※ 複数年度事業に関する不明な点については、沖縄総合事務局にお問い合わせください。

(3)同一企業における複数事業の申請

- 同一企業において本補助金で実施しようとする事業が複数にわたる場合は、その事業ごとに事業計画等を作成し、補助金の申請を行う必要があります(1申請で複数事業を実施することは不可)。この場合においても、申請ごとに審査を実施しますので、例えば2事業の申請があった際、1事業

が採択、1事業が不採択になることがあります。

- なお、複数事業の実施を計画し、同一年度内に2以上の申請を行った場合であっても、補助金額は1企業当たり3億円を上限とします。

6. 応募手続き等の概要

(1) 受付期間

受付開始:令和6年2月14(水)

締切:令和6年3月6日(水) 沖縄総合事務局経済産業部エネルギー・燃料課に17時必着

※電話による問い合わせ時間:10:00~12:00、13:30~17:00／月曜～金曜(祝日を除く。)

(2) 提出先(問い合わせ先)等

- 提出先は、沖縄総合事務局経済産業部エネルギー・燃料課(表紙に記載)となります。
- 提出は、郵送(締切日必着及び配達の記録ができる方法(例:簡易書留等))とし、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。

(3) 提出書類

- 提出書類は、本公募要領による計画申請様式を必ずご使用ください。計画申請様式は内閣府沖縄総合事務局HPの『令和6年度「沖縄型クリーンエネルギー導入促進実証事業」の公募について』に掲載されています。
- 提出書類は、片面印刷(A4版)したものと【表1:提出書類】で指定する書類の電子媒体を格納したCD-R(DVD-R)を提出してください。
- 電子媒体は審査に使用しますので確実に所定のファイルを格納した上で提出してください。
- 申請書下中央に通しページ数を必ず記載してください。
- 封筒に「沖縄型クリーンエネルギー導入促進実証事業費補助金申請書在中」と朱書きしてください。

提出いただいた書類は、返却いたしかねますのであらかじめ御了承ください。

(4) その他応募に関するこ

① この事業との類似計画

- 同一企業が類似内容でこの事業以外の国・地方公共団体の委託事業や補助事業等に併願している場合には、重複して採択しません。
内閣府その他の府省庁、独立行政法人及び地方公共団体等による補助事業において、「過去5年以内に実施済み」、「現在実施中」、「現在申請中」又は「今後申請予定」のもののうち、本提案内容と類似した事業内容と思われる又はそのおそれがあるものについては、(別紙1-2)類似計画等状況説明書を作成し、それぞれの相違点について説明してください。提案後に類似事業が発覚した場合は、採択や補助金交付決定等を取り消す場合があります。

② 審査方法・基準

- 沖縄総合事務局に設置する外部有識者等の採択審査委員会において、【表2:審査項目】で定める審査基準に基づいて審査を行います。

- 審査では、各申請者からプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションは令和6年3月15日～3月19日に行うものとし、時間や場所等については、募集期間締切後に連絡を行います。なお、プレゼンテーションの時間は1申請あたり20分程度(質疑応答含む)を想定しています。(採択審査委員会は非公開で行われます。)
- その他、沖縄総合事務局等がヒアリング及び現場確認を行うこともあります。

③ 審査結果の通知

- 審査の結果は、採択案件(補助対象予定者)の決定後、速やかに沖縄総合事務局から補助事業者に通知します。
- 採択決定通知書の送付後に補助事業者に対して、交付申請の意思確認を行います。なお、意思確認時には、代表者までご確認いただく必要があります。

④ 交付決定者等の公表

- 採択案件の公表に際しては、プロジェクト名、プロジェクト概要、補助事業者名、交付決定金額等をホームページ等で公表します。
- 公表時期は令和6年5月初旬を予定しています。

7. この事業に採択され補助金交付の決定を受けた者の義務

この事業に採択され補助金交付の決定を受けた場合は、以下の条件及び「沖縄型クリーンエネルギー導入促進実証事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)を守らなければなりません。

- (1) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に基づき、交付決定内容及びこれに附した条件、その他法令に基づく処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければなりません。
- (2) 交付決定を受けた後、この事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又はこの事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に沖縄総合事務局長の承認を得なければなりません。
- (3) この事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。なお、当該補助事業に係る収入がある場合には、当該収入を補助事業に要する経費及び補助対象経費から減額しなければなりません。
- (4) この事業の実施に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に行った場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なく、産業財産権等取得等届出書を提出しなければなりません。

- (5) 補助事業者は、交付要綱第21条に記載のとおり、補助事業の完了した日（複数年度事業の場合は最終年度の補助事業の完了した日）の属する会計年度の終了後5年間、当該補助事業に係る過去1年間（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、過去2年間）における事業化状況等について、毎会計年度開始後90日以内に「令和 年度沖縄型クリーンエネルギー導入促進実証事業費補助金に係る事業化状況報告書（様式第12）」（以下「（様式第12）」という。）を内閣府沖縄総合事務局長に提出しなければなりません。
- なお、補助事業者が事業化の状況を報告する際には、参画事業者における本補助事業に係る事業化等の状況についても調査した上で報告しなければなりません。
- (6) 事業化等の状況の報告により、補助事業者又は参画事業者に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定その他補助事業の実施を他に供与したことによる収益が得られたと認められる場合には、その収益の一部を国に納付しなければなりません。（納付額は補助金額を限度とします。）
- (7) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用を増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならず、内閣総理大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分（補助金の交付の目的に違反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下同じ。）する必要があるときは、事前に承認を受けなければなりません。（補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。）また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。（納付額は当該財産処分に係る補助金額が限度です。）
- (8) 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。（納付額は当該財産処分に係る補助金額が限度です。）
- (9) 補助事業者は、補助事業における展示会等の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって、当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において、付加価値税の還付を受けた場合には、報告し、指示に従わなければなりません。
- (10) 交付申請にあたっては、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。ただし、一部の補助事業者は、消費税等仕入控除税額を含めて申請できます。（詳細は「**9. その他(1)**」を参照してください。）

(注) 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者及び間接補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、この事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額

を「消費税等仕入控除税額」といいます。

(11) 補助事業者は、補助事業に係る経費について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(12) 補助事業の進捗状況確認のため、沖縄総合事務局等が実地検査に入ることがあります。この場合において、補助事業者は実地検査に協力しなければなりません。また、この事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。これらの検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合はこれに従わなければなりません。

8. 財産権の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合には、その権利は補助事業者に帰属します。

9. その他

(1) 補助金額に消費税等が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等額の確定に伴う報告書を求めることになります。これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入税額控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するために規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金清算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続き回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定期階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来たすおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人である補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

(2) 国からの補助金の支払いについては、通常は補助事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後に精算払いとなります。特に必要と認められる場合、年度の途中での事業進捗状況を確認し、代金の支払いが済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金が支払

われる(概算払い)場合もあります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

- (3) 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合には、当該確認ができない金額は補助対象外となります。
- (4) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、補助事業者が実質的に事業を行っていないと認められる場合(例:名義貸しなど)や【表2:審査項目】に記載する要件を満たしていないと認められる場合には、補助金の交付決定後であっても、交付決定を取り消すことがあります。
- (5) 補助事業終了後、補助事業の成果について、必要に応じて補助事業実施者に発表していただくことがあります。
- (6) 申請に関連して提供された個人及び法人情報については、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合及び(7)の場合を除きます。)
 - 審査及び審査に関する事務連絡、通知等
 - 採択された場合は、交付申請等の事務連絡、説明会の開催等に際し必要な連絡
 - この事業に関連した成果報告会、フォローアップ調査、追跡調査、アンケート調査等の連絡
- (7) 申請書類の情報については、公共事業等からの暴力団排除の推進を図るため、警視庁又は道府県警察本部に対して照会を行うことがあります。
- (8) 本事業の実施については、令和6年度予算案の成立が前提となります。
- (9) 「沖縄型クリーンエネルギー導入促進実証事業費補助金」及び「沖縄型クリーンエネルギー導入促進実証事業費補助金交付要綱」の名称が変更される場合があります。
- (10) 本公募要領と交付要綱の規定(記載内容)に相違がある場合は、交付要綱の規定(記載内容)が優先されます。
また、本公募要領の規定(記載内容)は改正予定の交付要綱の規定(記載内容)を含んでいるため、当該部分について交付要綱が改正されない場合は、本公募要領の規定(記載内容)について一部適用されない場合があります。

表1：提出書類

| 提出書類及び提出部数 |
|--|
| <p>① 「補助事業計画申請書」（正1部、写5部、合計6部）</p> <p>② 「別紙1、別表、別紙1－2、別紙2」補助事業計画書（正1部、写5部、合計6部）</p> <p>③ 「事業概要」（正1部、写5部、合計6部）※パワーポイント1枚</p> <p>④ 「別添1」（正1部、写5部、合計6部）事業実施に際しての確認表</p> <p>⑤ 「別添2」（正1部、写5部、合計6部）経費内訳表</p> <p>⑥ 申請者(参画事業者も含む)の決算書（直近2年間の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書。必要に応じ、申請者及び参画事業者の個別注記表）（写6部） (上記の書類がない個人事業主、設立後2年未満の企業等は、決算書に準じるものとして事業計画書及び収支予算書を提出)</p> <p>⑦ 申請者及び参画事業者の事業概要が確認できるパンフレット、定款等の写し（6部）</p> <p>⑧ 本公募要領の2. 補助対象者（1）の共同体（P1）で申請する場合、申請者及び参画事業者との間で締結した契約等が確認できる書類（写6部）</p> <p>⑨ 上記②及び③のファイル（ワード、エクセル又はPDF）を保存した電子媒体（CD-R）（1部）</p> <p>【注意事項】</p> <p>※ 用紙サイズは、原則として日本産業規格A4判の片面印刷とし、決算書・パンフレット・定款など他の提出書類とともに提出してください。</p> <p>※ 封筒等に「沖縄型クリーンエネルギー導入促進実証事業費補助金申請書在中」と朱書きしてください。</p> <p>※ <u>左上1箇所をクリップ止め（ホチキス止め不可）</u>してください。</p> <p>※ <u>写については、左側に2つ穴を開けください。</u></p> <p>※ CD-Rは、破損が無いようプラスチックケース等に入れてください。</p> <p>※ 提出書類の返却はいたしません。</p> |

表2：審査項目

| 審査項目 |
|--|
| 申請者が 2. 補助対象者 （P1参照）の要件を満たさない場合は、その提案は失格とし、その後の審査を行いません。当該要件を満たした申請者のみ次の審査項目について、評価します。 |
| ① 沖縄におけるクリーンエネルギーの導入に向けた実証を行う取組であること。 <ul style="list-style-type: none">沖縄で導入の進んでいないクリーンエネルギーが対象となっていること。 |
| ② 事業の妥当性・実行確実性 <ul style="list-style-type: none">事業において達成すべき目標が明確に示されていること。 (二酸化炭素の排出量の削減計画を示すこと)事業計画が目標に照らして現実的・具体的であること。資金計画及び収支計画が事業内容に照らして妥当であること。事業を適切に遂行するために必要な体制及び経営資源（場所、技術力、実績・経験、ノウハウ、財務状況、人材等）を有していること。 |
| ※ ②については、特に事業計画全体（補助事業年度のみならず次年度以降を含む計画）の観点から審査します。 |
| ③ 事業をめぐる環境（市場動向、技術動向等）を踏まえ、提案内容の事業化及び成長性等が見込まれること。 |
| ④ 他産業への波及効果並びに地域経済への影響等。 |
| ※ 審査にあたっては、事業計画申請書の事業内容の各項目が、具体的・定量的な記載がされているかについても重要なポイントとなります。 |